流山市福祉有償運送事業に関する費用の助成規則

　（目的）

第１条　この規則は、本市において福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等に対して、その事業の立上げ及び運営に要した費用について、予算の範囲内において助成することにより、新規事業者の参入の促進及び既存事業者の経済的支援を図り、もって本市における移動制約者の安全で安心な移動手段の確保に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）福祉有償運送　道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。以下「施行規則」という。）第４９条第２号に規定する福祉有償運送をいう。

（２）移動制約者　施行規則第４９条第２号イからトまでに掲げる者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）第２条第１項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が福祉有償運送を行う場合にあっては、施行規則第５１条の２５の名簿に記載されている者）をいう。

（３）特定非営利活動法人等　施行規則第４９条第１項に規定する特定非営利活動法人等をいう。

　（助成対象者）

第３条　助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市において福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等（福祉有償運送を実施するに当たり、福祉有償運送に係る旅客を自らの運営する別の事業の利用者に限定する者を除く。）で、市内に主たる事業所を有するもののうち、次条第１号の立上助成にあっては第７条の規定による助成金の支給の申請を行った日現在において、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第７９条の登録（以下「登録」という。）を受ける予定である者、次条第２号の運営助成にあっては登録を受けている者で、助成を受けようとする年度において輸送実績があるものとする。

　（助成金の区分）

第４条　助成金の区分は、次に定めるところによる。

（１）立上助成（福祉有償運送の事業の立上げに要した費用（第８条の支給の決定を受けた時から登録を受ける時までに発生するものに限る。）の助成をいう。以下同じ。）

（２）運営助成（福祉有償運送の運営に要した費用の助成をいう。以下同じ。）

　（助成対象費用）

第５条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる費用（市の委託事業に係るものを除く。）とする。ただし、立上助成にあっては、第４号に掲げる費用は、この限りでない。

（１）次に掲げる事務費

　　ア　通信運搬費

　　イ　消耗品費

　　ウ　備品費

　　エ　印刷製本費

　　オ　ボランティア保険料

（２）次に掲げる車両に係る費用

　　ア　福祉自動車購入費（助成対象者が所有する車両に関するものに限る。）

　　イ　自動車改造費（助成対象者が所有する車両に関するものに限る。）

　　ウ　任意保険料

　　エ　リース料

　　オ　車両整備・定期点検に係る費用

（３）次に掲げる福祉有償運送運転者育成に係る費用

　　ア　施行規則第５１条の１６第１項第１号及び同条第３項第２号に

　　　規定する講習に要する費用

　　イ　その他運行の安全及び利便性を確保するための講習及び研修費

（４）福祉有償運送を行った運転者に要する人件費

　（助成金の額）

第６条　助成金の額は、助成対象費用の実支出額（当該助成対象費用に充当した他の助成金その他の助成金に類する収入があるときは、その収入の額を控除した額とする。）とする。ただし、立上助成にあっては２０万円、運営助成にあっては１０万円を限度とする。

２　助成金の支給は、１の助成対象者につき、立上助成にあっては１回、運営助成にあっては１の年度につき１回に限るものとする。

　（助成金の支給申請）

第７条　立上助成に係る助成金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）流山市福祉有償運送事業助成金支給申請書（立上助成）（別記第

　　１号様式）

（２）事業計画書

（３）旅客の範囲に係る誓約書（別記第２号様式）

（４）その他市長が必要と認める書類

２　運営助成に係る助成金の支給を申請しようとする者は、助成対象費用が生じた日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）流山市福祉有償運送事業助成金支給申請書（運営助成）（別記第

　　３号様式）

（２）助成対象費用の内訳が分かる書類

（３）助成対象費用の支払いを証する書類

（４）旅客の範囲に係る誓約書

（５）その他市長が必要と認める書類

　（決定の通知）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、助成金の支給の決定をした場合は、次に掲げる条件（運営助成にあっては、第３号に掲げる条件を除く。）を付して、当該申請をした者に流山市福祉有償運送事業助成金支給決定通知書（別記第４号様式）によりその旨及び助成金の額を通知し、助成金の不支給の決定をした場合は、当該者に流山市福祉有償運送事業助成金不支給決定通知書（別記第５号様式）によりその旨及び理由を通知するものとする。

（１）助成の対象となった物品は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けず、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（２）立上助成にあっては助成対象費用に関して他の助成金その他の助成金に類する収入があるとき、運営助成にあっては助成金の支給の決定が行われた時点で助成対象費用に関して他の助成金その他の助成金に類する収入があるときは、市長にその旨及び額を報告しなければならない。

（３）助成金の支給の決定を受けた内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合又は当該決定を受けた事実を中止し、若しくは廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（４）その他市長が必要と認める条件

　（実績報告）

第９条　立上助成に係る助成金について前条の規定により支給の決定の通知を受け、かつ、登録を受けた者は、次の各号に掲げる書類を添えて流山市福祉有償運送事業助成金実績報告書（立上助成）（別記第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）助成対象費用の内訳が分かる書類

（２）助成対象費用の支払いを証する書類

（３）自家用旅客運送登録証の写し

（４）その他市長が必要と認める書類

　（確定通知）

第１０条　市長は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、その報告の内容が助成金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支給すべき額を確定し、流山市福祉有償運送事業助成金確定通知書（立上助成）（別記第７号様式）により通知するものとする。

　（助成金の請求）

第１１条　立上助成にあっては流山市福祉有償運送事業助成金確定通知書、運営助成にあっては流山市福祉有償運送事業助成金支給決定通知書により通知を受けた者が助成金の請求をしようとするときは、流山市福祉有償運送事業助成金請求書（別記第８号様式）を市長に提出しなければならない。

　（譲渡又は担保の禁止）

第１２条　助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

　（助成金の返還等）

第１３条　市長は、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成の決定を取り消し、既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

　（委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。